

令和3年度 山添村新型コロナウイルス感染防止対策施設支援補助金 募 集 要 領（飲食店等）

1. 趣旨

適切な感染防止対策を促進することで、利用者に対して安心・信頼の提供を実現し、感染制御が効いた状況下での経済活動の早期回復を後押しするため、山添村内において客席を設ける飲食店等に対し、感染防止対策事業に必要な経費を支援します。

2. 補助対象者・補助対象事業

本補助金の対象者及び補助対象事業は、山添村新型コロナウイルス感染防止対策施設支援補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第2条及び別表1に定めるものであって、下表のとおりです。※ただし、補助申請は1施設1回限りです。

<p style="text-align: center;">補助対象者</p> <p>※①②いずれも満たすこと</p>	<p>①飲食店営業又は喫茶店営業（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条に規定するものをいう。）の許可を受けた施設（食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）の施行以前に、飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受け、同政令の施行後の当該許可の継続の際に、同政令の施行に伴い、飲食店営業又は喫茶店営業の許可を要しないとされた施設を含む。）で、飲食のための客席を有する施設（次に掲げる施設を除く。）</p> <p>ア 販売等、その場所で飲食をさせること以外を主たる目的とした施設</p> <p>イ 学校、病院、その他の施設において、特定の者を対象として飲食をさせることを主たる目的とした施設</p> <p>ウ 旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業（旅館業法第2条に規定するものをいう。）の許可を受けた施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む施設を除く。）において、その宿泊者に対して飲食をさせることを主たる目的とした施設</p> <p>②「奈良県新型コロナウイルス感染防止対策施設認証」を受けたもの及び認証の取得に取り組むもの</p>
<p style="text-align: center;">補助対象事業</p>	<p>飲食店等新型コロナウイルス感染防止対策設備等導入・強化事業</p>

3. 補助対象事業の詳細

本補助金の補助対象事業としては、以下のような事業・取組が含まれます。

<p>飲食店等営業事業者が、感染拡大予防ガイドライン その他奈良県が設定する基準等に対応するために実施する感染拡大防止対策</p>	<p>パーティション、サーモグラフィカメラ、サーキュレーター、自動手指消毒器等の購入、共有設備非接触化（手洗い場の自動水栓化等）工事、フィジカルディスタンス確保のためのレイアウト変更等施設内改修、換気設備設置・改修工事等</p>
---	--

4. 補助対象期間

本補助金の対象となる事業は、令和3年4月1日から令和3年12月31日までに実施されたものに限ります。

なお、「実施された」とは、以下のとおりです。

- (1) 補助金申請時に事業が完了している場合
補助対象事業に係る経費の支出が全て完了している状態
- (2) 補助金申請時に事業が完了していない場合
補助対象事業の実績報告が完了している状態

5. 補助対象経費としてみなす経費

本補助金の対象経費としてみなすことができる経費は、令和3年4月1日以降に支出された経費です。

6. 補助対象経費

(1) 補助の対象となる経費

本補助金の対象経費は、交付要綱第3条及び別表1に定める経費であって、詳細は以下のとおりです。※ただし、消費税及び地方消費税は含みません。

対象経費	
①備品購入費	別表1に掲げる対策を実施するための備品を購入、設置する費用 【例】仕切り用のアクリル板、透明ビニールカーテン・シート、パーティション、扇風機・サーキュレーター及びCO2モニター（二酸化炭素濃度計測器）、非接触式温度計、サーモグラフィカメラ、自動手指消毒器、キャッシュレス決済専用端末
②工事費	別表1に掲げる対策を実施するための設備を設置、改修する費用 ※ただし、故障・老朽化に対応等するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕に係る経費は対象外 【例】手洗い場設置・改修費、フィジカルディスタンス確保のためのレイアウト変更等の施設内改修、共有設備の非接触化（手洗い場の自動水栓化、トイレ蓋の自動開閉設備）工事、換気設備設置・改修（給気口の増設含む）、換気用窓や網戸の取付け
③委託費	別表1に掲げる対策を実施するため、専門的知識や技術を要する業務を外部に委託する費用 【例】専門家による感染症防止策の検証委託、フロアマーカー等利用客への感染防止対策の注意喚起を行う掲示物作成

(2) 補助の対象とならない経費

補助対象外経費	
①経常経費	【例】家賃、電話代、インターネット利用料等の通信費他、補助対象者の運営にかかる経常経費（事業経費と明確に区別できない光熱水費を含む）
②人件費	【例】給与（パート、アルバイトの賃金含む）、福利厚生費
③消耗品費	【例】マスク、自動手指消毒器補充用のアルコール、文房具等事務用品費
④食糧費	【例】会議、打ち合わせ等でのお弁当やお茶代
⑤不動産取得費	【例】土地購入費、補償費
⑥施設等維持管理費	【例】施設の日常点検・保守費用、清掃費、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費を含む
⑦雑費	【例】振込手数料、各種検査手数料、送料
⑧その他	補助することが適当でないと判断される経費

7. 補助率及び補助上限額

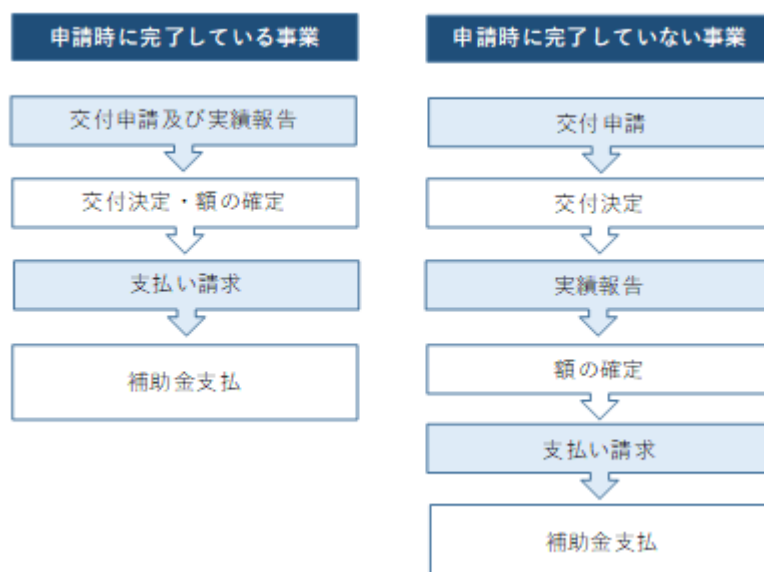
補助率：補助対象経費から以下の収入を除いた額の1/4以内

- ①民間団体等からの補助金、助成金
- ②本補助金の交付申請時までに交付を受けた村補助金
- ③補助対象事業の実施により得られた売上等

※交付額は千円単位とし端数は切り捨てます。

補助上限額：5万円 ※補助金は予算の範囲内での交付になります。

8. 申請の流れ ※奈良県新型コロナウイルス感染防止対策施設支援補助金の支払完了後



9. 交付申請書の提出

補助を受けようとする事業の進捗度により、申請に必要な書類が異なります。

(1) 申請時点で完了している事業		
ア 全ての事業者必須		
①山添村新型コロナウイルス感染防止対策施設支援補助金交付申請書兼実績報告書	第1号様式（第5条、第11条関係）、押印必須	
②事業計画（報告）書	第1号の2様式（第5条関係）	
②支払いの事実が確認できる書類	区分 a 及び b の書類が必要です。原則宛名が申請者となっているもので、支払額、支払日、支払い目的、取引の相手方が明記されているものに限りま	
	区分 a	a1. 請求書 a2. 取引確認メール a3. 取引画面 上記のいずれか又はこれに準ずる書類の写し
	区分 b	b1. 領収書 b2. 銀行振込明細書 b3. クレジットカード利用明細書 上記のいずれか又はこれに準ずる書類の写し
③営業許可証の写し		
④誓約書	押印必須	
⑤口座振替申出書	山添村指定様式	
⑥通帳の写し	表紙及び表紙を開けた1ページ目（口座名義人、口座番号が分かるページ）	
⑦県の補助金確定通知書		
イ 該当がある場合のみ		
⑧国や民間団体の補助金や助成金を受けるための書類	a. 要望書及び添付書類、b. 交付申請書及び添付書類、c. 交付決定通知書の写し	
(2) 申請時点で完了していない事業		
ア 全ての事業者必須		
①山添村新型コロナウイルス感染防止対策施設支援補助金交付申請書兼実績報告書	第1号様式（第5条、第11条関係）、押印必須	
②事業計画（報告）書	第1号の2様式（第5条、第11条関係）	
③経費の算出根拠	見積書、カタログの写し等及びそれらの比較対象となる書類	
④営業許可証の写し		
⑤誓約書	押印必須	

⑥口座振替申出書	山添村指定様式
⑦通帳の写し	表紙及び表紙を開けた1ページ目（口座名義人、口座番号が分かるページ）
⑧県の補助金交付決定通知書	
イ 該当がある場合のみ	
⑨国や民間団体の補助金や助成金を受けるための書類	a. 要望書及び添付書類 b. 交付申請書及び添付書類 c. 交付決定通知書 上記の写し ※c. 交付決定通知書の発行が実績報告に間に合わない場合は、a. 要望書及び添付書類、b. 交付申請書及び添付書類のみで報告し、後日提出してください。

(2) 提出方法等

①提出方法 窓口又は郵便により提出してください。

提出書類の封筒には、「山添村新型コロナウイルス感染防止対策施設支援補助金申請書類在中」と記載をお願いします。

②提出先 山添村役場 地域振興課

〒630-2344 奈良県山辺郡山添村大字大西151番地

(3) 交付申請期限

令和4年2月28日（月）当日消印有効

※注意事項

- ・提出期限は厳守をお願いします。期限を過ぎますと受付できません。
- ・書類は、窓口への持ち込み又は書留・簡易書留でお送りください。
- ・FAX やメールによる提出は受付できません。
- ・特別なノウハウや営業上の機密事項については、法的保護（特許・実用新案等の手続き）を行うなど申請者ご自身の責任で対応してください。
- ・審査は受付期間内に提出された書類により行います。
記入もれや添付資料のもれ等の不備があった場合、申請を受理できない場合があります。提出前に申請者ご自身でよく確認してください。
- ・使用される印鑑は、手続きの全行程同一のものとしてください。
異なった印鑑を使用された場合、申請を受理できない場合がありますので、ご注意ください。
- ・提出された応募書類及び添付書類等は返却いたしません。
適宜コピーを残すなど申請者ご自身の責任で対応してください。
- ・申請書類作成、送付等に係る費用は申請者の自己負担となります。

(3) 問い合わせ先

山添村役場 地域振興課

〒630-2344 奈良県山辺郡山添村大字大西151番地

TEL 0743-85-0048

HP <https://www.vill.yamazoe.nara.jp>

10. 交付決定

交付申請後、随時交付を決定し、通知します。なお、交付決定通知書による補助金交付決定額は、補助限度額を明示するものであり補助金支払額を約束するものではありません。

※使用経費が当初の予定に満たない場合は、交付決定額から減額となります。

11. 事業の変更または中止

(1) 事業計画を変更（軽微な変更を除く。）し、または中止若しくは廃止する場合は、以下の書類により、あらかじめ知事の承認を受けてください。

①事業計画の変更：

山添村新型コロナウイルス感染防止対策施設支援補助金変更承認申請書
(第2号様式(第8条関係))

②事業の中止若しくは廃止：

山添村新型コロナウイルス感染防止対策施設支援補助金事業中止(廃止)申請書
(第3号様式(第8条関係))

(2) 軽微な変更は、補助対象事業費の20パーセント以下の増減とします。

12. 実績報告

事業完了後速やかに提出してください。(事業完了後30日以内又は交付決定前に事業が完了している場合は交付申請と同時に)

必要書類	
ア 全ての事業者必須	
①山添村新型コロナウイルス感染防止対策施設支援補助金交付申請書兼実績報告書	第1号様式(第5条、第11条関係)、押印必須
②事業計画(報告)書	第1号の2様式(第5条、第11条関係)
③支払いの事実が確認できる書類	区分a及びbの書類が必要です。原則宛名が申請者となっているもので、支払額、支払日、支払い目的、取引の相手方が明記されているものに限りです。
	区分a a1. 請求書 a2. 取引確認メール

		a3. 取引画面 上記のいずれか又はこれに準ずる書類の写し
	区分 b	b1. 領収書 b2. 銀行振込明細書 b3. クレジットカード利用明細書 上記のいずれか又はこれに準ずる書類の写し
④その他添付書類	共通	実施結果が確認できる写真、成果物等
	以下は実施した事業により異なります。確認ください。	
	備品 購入	工事を伴う場合は、工事の始期と終期が分かる書類 【例】契約書の写し、完了検査書の写し
	工事	工事の始期と終期が分かる書類 【例】契約書の写し、完了検査書の写し
	委託 ・作成	業務の始期と終期が分かる書類 【例】契約書の写し、完了検査書の写し
⑤県の補助金確定通知 (申請時点で完了していない場合)		
イ 該当がある場合のみ		
⑥国や民間団体の補助金や助成金 を受けるための書類	a. 要望書及び添付書類 b. 交付申請書及び添付書類 c. 交付決定通知書 上記の写し	

※各種様式は山添村ホームページ (<https://www.vill.yamazoe.nara.jp>) からダウンロードできます。

1 3. 補助金の額の確定及び交付

実績報告書が提出され、その内容が適当と認められた場合、補助金の額を確定し、通知します。

当該確定通知を受けられたら、山添村新型コロナウイルス感染防止対策支援補助金交付請求書（第4号様式（第13条関係））を提出してください。請求書に基づき、補助金を指定口座に振り込みます。

1 4. 取得の処分制限について

補助対象経費により取得した財産又は効用の増加した財産については、5年間の処分制限期間が設けられます。

「財産」とは、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機器及び器具のことを言います。